慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	まえがき
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.9 (1958. 9) ,p.51- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580915-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

まえがき

法學の研究にとつて、判例研究がきわめて重要な意義を有することは、いまさら、いうまでもない。

われわれ法學部（法律學科）のメンバーの間では、既に久しい以前から、各專攻分野ごとに、民法研究會・商法研究會・社會法研究會等々の小研究會が組織され——われわれは、これを便宜上「小法廷」と呼んでいるが——それぞれ活潑な研究活動を繼續するとともに、折にふれて判例研究をも試みてきた。

ところが、ちようど義塾の創立百年を迎えるに當つて、各小研究會の同人の間から、判例研究を、いつそう組織的に行い、かつその研究成果を何らかの形で記錄・公表したいという機運が盛り上つてきた。そこで、一方で、ほぼ毎週行われている各小研究會での判例研究を充實させるとともに、他方では、それら小研究會同人のメンバーを併せた合同の判例研究會をも、月に一・二回程度ひらいてゆこう——われわれは、これを「大法廷」と呼ぶ——ということになつた。そして、右の小法廷および大法廷で行われた判例研究のうち、適當なものを選んで、繼續的に本誌に掲載することに、意見がまとまつたわけである。

判例研究の形式については、既に各大學の機關誌や民商法雜誌・ジュリスト等の一般雜誌を通じて、一種の既成型が、いわば慣習的にできているように思われるので、われわれも、さしあたり、その形式を踏襲することにした（適宜に圖解も入れてみることにした）。もつとも、研究の素材としてとりあげる判例は、目下のところ、それぞれの小研究會や報告者の都合により、必ずしも、もう少し的でもなければ、統一されているわけでもない。もうら的・統一的な判例研究は、なお將來の課題と考えている。

判例研究というものは、長期にわたつて繼續され、その成果が蓄積されていつて、はじめて十分効果的になりうるものなので、何はともあれ、この試みを怠りなく續けてゆきたいと思うしだいである。（一九五八年九月）